

## 第10回 調達価格等算定委員会

日時 平成25年3月6日（水）17：00～18：36

場所 経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

### 1. 開会

○植田委員長

定刻になりましたので、ただいまから第10回調達価格等算定委員会を開催させていただきます。  
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

### 2. 事務局説明（前回ご指摘いただいた事項について）

○植田委員長

早速、議事に入ります。

事務局から、資料2、「前回ご指摘いただいた事項について」の説明をお願いします。

○新原部長

それでは、お手元に配ってあります資料2についてご説明させていただきます。

まず、最初に1点、私のほうから謝らなければならないのは、前回、価格を決めるために、補助金の額を算定して、次回、提示するというお約束をいたしました。大変申しわけありません、まだ完了しておりません。補助金の額は当然のことながら価格に影響してくるので、大変申し訳ないんですけど、きょうは、それなしでご説明させていただきたいと思います。残りの部分については、前回以降、直接いただいた質問事項も含めて、回答を用意させていただいております。

1ページは全体のリストでございますので、2ページから開けていただきたいと思います。前回、10kW以上の太陽光発電の出力規模別の件数分布のところ、10kWのところ、どういう状態になっているのかという分布を出すようにというご指示がございました。

2ページの下に書いてあるのが分布でございます。固定価格買取制度の適用を受けて、これは平成24年10月から12月に運転開始した案件でございますが、出力規模別の件数を見ると、見ていただくとおり、10kWそのものに件数が集中いたしております。

この分布の形状から見て、前回、山地委員からもご指摘のあったところではありますが、明らかに、この10kWになれば、調達期間20年間での全量売電になるということから、10kWを超えよう

として、ここに案件が集中している可能性は明らかに高いと思っております。

したがって、前回もご議論のあったところではありますが、仮にこの部分に新たな区分を設けて、その調達価格を高目に設定することにしますと、我々の感じとしては、この部分にさらに山ができて、賦課金の負担が過剰になる可能性が高いと考えております。このデータをもとにご審議いただければと思っております。

それから、3ページです。これは前回、1,000kW以上のところについては太陽光発電のシステム価格をお出ししたわけですが、10kW以上、1,000kW未満のところについても、システム価格を出すようにというご指示があったところがございます。システム価格というのは、太陽光パネルの価格だけではなくて、パワコン、それから架台、工事費を含んだデータでございます。

それで、実際、平成24年10月から12月に運転開始したデータが下のとおりでございます。平均値が43.4万円/kW、それから中央値が41.3万円/kWでございますので、これはかなり高い。理由は、先ほど申し上げましたように、ちょうどこの10kWのところには山ができておりまして、下のところの高いものが出ておりますので、このコストを見ていただくと、明らかに住宅太陽光とほとんどコスト構造が変わっていないということが、ご理解いただけると思えます。これが前回の指摘です。

それから、4ページです。これも前回、山地委員からご指摘があったわけですが、要するに、今、我々は24年10月から12月期の直近のデータというのをもとに審議いたしているわけですが、実際に効果が出るのは4月以降に参入される方なので、この価格というのは、さらに下がるのではないかと、それをどういうふうに整理するのか、こういうご議論があったわけですが。

今、足元のところで、これは10kW未満、住宅用のところですが、直近の値として42.7万円/kWという値を出しているのは、これは、前回、半年前の調達価格の算定に当たって、新築住宅設置の平均値46.6万円というのを採用したということで、その考え方を変えなければ42.7、ということ提示させていただいています。

基本的な考え方としては、事務局としては、あまり短期的に調達価格の基礎の考え方を変更しますと、事業者の予見可能性が非常に低くなりますので、これは去年の報告書でも書いてあったところですが、ある程度考え方を開示して、この46.6というのを基準にしたということも前回の報告書に書いてあるわけですが、余り短期的に変更するというのは望ましくないとは思っております。ただ、山地委員ご指摘のとおりでありまして、この価格が過剰であれば、それは議論しなければならないということであると思っております。

それで、ここは前回、データとしては新築のところを採用したわけですが。これは、実は、既築のほうがかなりコストが高いのでありまして、全体平均、これが黄緑であります、これよりは、

我々が採用した値というのはかなり低くなっているわけでございます。

したがって、今この42.7万円/kWというのを過剰と見るかどうかなんですが、平成24年10月から12月にこの値が過剰であるかどうかというのは、全体の平均システムの価格、これはかなり新築より高いわけでありましたが、この価格下落トレンドを延長してみた場合には、平成25年4-6月のシステム価格は黄緑のところですが、点線の先、42.8万円/kWとなります。これは、今のブルーの直近の値、42.7万円/kWとほぼ同水準ですので、実態上からいっても、この42.7万というのを採用することはあまりに高過ぎるとは言えないのではないかと考えています。ここもご審議いただければと思います。

それから、10kW以上についても同じ議論があります。今度は、半年前にさかのぼっていただきますと、この10kW以上についてどのデータを使ったかという、1,000kW以上の設備の数値を適用いたしました。これが32.5万円/kWでございます。これと同じ考え方を適用すると、24年10月から12月期が28万円/kWまで下落している、こういうことでございます。

同じく、この考え方が過剰であるかということなんですが、1,000kW以上の設備の平均システム価格、この28万円というのは、このカテゴリーの全体の平均値、10kW以上全体のシステム価格、これが、直近、43.3という数字があるわけでありましたが、これを同じ価格下落率で延長していった場合の平成26年1月から3月期でのシステム価格とほぼ同じぐらいの価格になるということでございます。

これは、決めるのが高くなるのは、さっき言ったように、相対的に低い規模のところがいっぱい入っているからということなんですが、そう考えると、この青の28という値を使うことが、来年の調達価格の算定にあたって、少なくとも高過ぎるとは言えないのではないかと考えています。これは5ページでございます。

それから6ページ、賦課金の負担額について開示を行うように、とのご指摘がございました。これは、電気使用量の多い月は賦課金の徴収額も多くなるわけで、したがって月に応じて変動があるわけです。それから、この制度は7月から開始していますが、7月に使用した方の電気料金からチャージするという、電気料金としては8月からチャージがかかっているわけです。8月以降の実績値を下のように書かせていただいております。

それから、細かい話ですが、余剰電力買取制度、これは、この固定価格買取制度が出来たときに廃止になっているわけですが、余剰電力買取制度の場合には、翌年度精算ということになっておりますので、実は、本年度と、それから来年度についてだけは、余剰買い取りに基づく精算というのが入ってきます。それを足した値が、チャージ額、俗に言われている87円になるわけですが、負担額を一応、分けて記載させていただいております。もちろん、この余剰買取制

度の負担額も、開示しているものの内数として計上されているものです。

電気料金全体の額との比較ですが、6カ月で集計してみますと、大体、電気料金全体の額の1.6%程度という感じになるかと思います。他国などに比べると、相対的には、今のところ大きな水準ではないということでございます。

7ページ、電力多消費事業者向けの減免制度、これについて開示を行うべきだというお話がございました。まず確認のために、この制度を7ページで説明させていただいています。

本制度は、電力多消費事業者の産業競争力に配慮する観点から、国会における議員修正で盛り込まれたものです。製造業であれば、売上高1,000円当たりの電気使用量(kWh)が、全体の平均の8倍以上となるような多消費事業者を行う事業所について、5分の1に減免する、すなわち8割減免するということになっています。ただ、この減免分については、他の電気利用者の賦課金にしわ寄せが行っているわけではなくて、しわ寄せが行かないように法律の規定がありまして、予算措置で国費により補填するという形になっています。

7ページ下のところでございますが、今この製造業については、製造業平均が0.7、売上高1,000円当たりの電気使用量が、製造業平均で0.7kWhでございますので、これの8倍を超える事業者、非製造業の場合は、0.4kWhの14倍を超える事業者というふうに指定されております。なおかつ、電気使用量が年間100万kWh以上の事業所に、減免対象は限定されています。

これが制度でして、8ページが開示の中身でございます。平成24年度、855事業者が減免措置の適用を受けています。減免規模の総額は63億円となる見込みです。そして、予算措置としては、これは、当初予算案でございますが、本年度71億円、来年度191億円の計上をさせていただいています。

左側、減免額の上位10業種が書いてございます。総額が63億円でして、三十二、三億ぐらいが、鉄鋼、化学でございますので、半分ぐらいを占めているという感じです。減免額上位10事業者が右側に書いてあります。お手元に、この上位だけではなくて、全事業者について、お配りしています。これが減免事業者全てです。ホームページでも掲載しております。

それから、9ページにまいります。導入見通しについてということで、この数字を提示できないかというご議論がございました。これは、昨年度も議論のあったところでございますが、とにかく役所として、見通しを書いて、それに基づいて査定するという現在の法律になっていないものですから、それとやはり客観的なデータ以外のものについて、データを出していくというのは難しいというふうに思っております。

ただ、参考になるデータは開示させていただきました。今年度に運転開始した設備の量、それから2012年12月までに設備認定を受けているのだが、まだ運転開始していない設備の量、これに

ついて一覧表を掲示させていただいています。

10ページに移ります。これも、直接この委員会の答申事項ではないのですが、普及加速に向けた課題と対応策についてということで、先日、口頭で説明させていただいたものを文章にさせていただいております。

立地に際して必要となる行政手続、これに時間がかかるので、現時点では普及が本格化していないという部分が、太陽光発電以外についてはあります。まず、発電工事としては、太陽光については、立地に際して特段の規制がないケースが多いということで、ここは普及のスピードが速くなっているわけです。

一方で、普及のスピードが速いゆえに、北海道にかなりの程度集中いたしております。これは日射量の問題ではなくて、むしろ土地の地代の問題とか土地の可能性の問題とかいうのがありまして、大まかに言うと全体の半分ぐらいが北海道に集中しているということでございます。

それから風力ですが、これも何度も議論しているところですが、風況がよくて、大規模な風車の立地が可能な場所、いわゆる6.5メートル毎秒以上の土地というのは、この北海道北部、それから青森、秋田、山形の南のほう、それで全体の半分程度を占めておりまして、こうした地域というのは、人口も少ないので、送電網も脆弱であるということがあります。

FITは、各国ともそうですけれども、電力会社の送電網の整備費については一切見ません、これはどこの国でもそうです。一方で、なかなか電力会社をお願いしていても、今の財政状況では非常に厳しいものですから、平成25年度政府予算案に、これは世界的にも例を見ないケースですが、送電網を整備する予算、それでなおかつそれによって、どれぐらいの量が確保できるかというので、実証実験を行う予算計上いたしました。初年度に、250億円という予算が計上されております。

これで、残り半分について、電力よりは、むしろ民間の事業者から資金を集めるというほうで、我々のほうでやらせていただいています。一般の事業者の方にお金を出してもらって、送電網を整備する、利用料は取るが、ということで、ここの問題をブレークスルーしていきたいと思っています。こういうやり方をした国は、これまではありませんが、かなり無理して、こういうことをやろうと思っています。

それからもう一つ、重要な問題として、アセスメント手続に、三、四年かかるわけです。したがって、新規の案件というのはまだ出てきていないわけですが、この手続の期間を半減できないかということを環境省と相談させていただいています。もちろん、アセス自体は重要なので、中身はちゃんと守りつつ、いかに手続は合理化していくかということを議論させていただこうと思っています。

それから中小水力のところ、これは、水利使用の許可取得手続の問題があるわけでありますが、ここは、今、簡素化・円滑化に向けて、国交省さんで、通常国会に関連法案を提出予定と聞いております。ご努力いただいています。

それから地熱ですが、地元理解、温泉業者との関係がございまして。ここは、一つ一つちゃんどご理解いただきつつ進めていなければいけないと思っておりますので、来年度予算案にも、地域で地熱を利用してハウス栽培するとか、そういう事業に対しては、国費で事業が行われるように予算計上いたしております。ここも、同じく環境アセスメントの問題がございまして。

それからバイオマス、これはご案内のとおり、路網が十分に整備されていない、あるいは地域との合意形成等々を含めて、この木材を安定的に供給するための体制が整っていないというところがございまして。ここは、政府補正予算等で、路網整備や、協議会への支援・サポート体制などを整備する予算計上させていただいております。

11ページにいきます。これも山地委員からのご指摘でしたが、どの時点のどこまでの事業だとかどの時点の調達価格が適用されるのか。随分、電気の供給が、遅くなるようなものが入っていると、問題ではないかというご議論がございました。

これは、経産省告示第139号というもので、ここについて明確に規定しています。考え方としては、電気の供給がいつになるかということももちろん大切なんですけど、我々は、この法律の中ではもう何度も言っていることですが、通常、要する費用を賄えるかどうかというのが法律上の根拠になっております。ということは、結局いつの時点で調達をかけるのか、いつの時点で調達が行われるのかということが一番ポイントになると思っております。

そこで我々は、それをベースにして、この委員会の審議事項ではないわけですが、パブリックコメントをとった上で、以下の2点を満たすものというふうに規定いたしております。どうということかという、まず経産大臣による設備認定を受けていること、それが、年度内である必要がある。加えて、系統接続に係る契約の申し込みの正式の書面を電気事業者が受領した時点ということとございまして。これは、ご案内のとおり、正式の書面というのは、かなりの程度きちんと設備の中身を特定して具体的に書かないと、電力会社の接続関係で整理ができないものですから、逆に言うと、ここが確定しているということは、かなりの程度、発注の契約内容が確定しているという蓋然性が高いというふうに、いろいろ聞いた末、判断いたしまして、こういう要件ではめているということとございまして。

今までのところ、これでやったときに、コストが物すごく外れてくるという案件については聞いていませんが、何かありましたらご指摘いただければと思っております。我々としては、そういう整理をさせていただいております。

12ページ、これは後で質問の追加があったところですが、RPS制度、これについては、これを受けていた事業者については、固定価格買取制度の買い取り期間が残っている場合には、っている期間だけ、しかもその差額のところだけ、固定価格買取制度に移行することもできる、そこは選択ができるようになっているわけですが、一体そちらに移行した人はどれぐらいいるのかということです。結論から申しますと、7割の方が移行された、こういう状態になっています。

以上、補助金の金額を除いた指摘事項について回答させていただきました。

○植田委員長

ありがとうございました。前回、委員の皆さんからご指摘いただいた事項について、今のよう  
な形で、資料を提示、収集していただきました。説明もいただきました。

### 3. 討議

○植田委員長

そうしましたら、これから質疑応答、自由討議になります。いかがでしょうか。

○山内委員

今の内容についてのコメントで、先ほどの4ページ・5ページでしたか、レファレンス価格と  
いうか、どの時点での費用を参照するかということなんですが、前回、議論したときも、さっき  
ご説明があったように、少し前といいますか、直近のやつをやって、その先の価格を決めるとい  
うやり方したので、これでいいと思います。それからもう一つ、実際に実行されるときのコスト  
といいますかシステム価格、これで建設されるわけではないですね。実行されるときには、現  
在の価格で建設されて、それから実際に発電してから売電力ということになる。なので、今のや  
り方は、ある程度、合理性を持っているんじゃないかと、私は考えております。

それから、最初の10kW以上50kW未満のところですが、これも、ご指摘のように、10kW以上の  
ところに山ができて、ある意味では、スレッショールドのところの上へ上がるというのがある  
んだけど、ここでまた区分をつくると、ここはかなり寄ってしまうかなという、そういう感  
じを持ってまして、そこは少し考えたほうがいいかなというのが私の意見です。

基本的に、私が述べたい意見は以上です。

○植田委員長

ありがとうございます。他にございますか。

○山地委員

前回お願いしたことにきちんと対応していただきありがとうございます。

御説明に関連して確認的なことですが、9ページ目ですが、一番下の注が入っているので、今年に入ってから1回目よきの速報値で、11月末で運開が144.3万kW、今回は、12月末で、つまり1カ月後で117万は、随分差があつて、しかも小さくなつてゐるというのは、速報のベースで何か精査が足りなかつたのだと思ひますが、相当な差ですので、どういふことかをご説明いただきたいと思つてゐることが一つ。

それと、一番最後のページのところで、RPSの既設部分からの移行をkWhベースで一応ご連絡いただいたのですが、kWもわかると思ふので、比較のために、kWのほうも出していただけると、今後いろいろ検討するときに参考になるのでお願いしたい。

以上です。

○植田委員長

では、前半の点から。

○添田課長補佐

9ページのデータの下振れしてゐるところですが、設備認定の際に、見込みで、大体いつごろ運転開始するかというのを登録してもらつておまして、速報値を出してゐた時は、とりあへずその登録をベースにお出ししてゐたんです。

ただ、電力会社が実際に買い取りを行つたデータで見ると、どうやらもともと設備認定の際に運転開始と思つた日から、後ろずれてゐるケースがかなり多くて、そのため少し下振れしてしまつてゐるというのが原因でございます。実際に買い取つてゐるもので見ていくほうが正確だろうと思ひまして、そちらの数字を今回は出させていただつてゐるということでございます。

○新原部長

これは、前の速報値を見ていただくとわかるんですが、開始しましたというふうを書いてゐなくて、開始予定日で整理してあるんです。だから、別に、間違つてゐたとか、そういうことではなくて、予定日で一回整理すると、こうなつてゐますというふうの前に資料も書いてあります。

○添田課長補佐

あと、RPSのkWのものは、これも、データは当然ありますので、お出しすることは可能です。今この瞬間は手元にないんで、次回にでもお出しさせていただこうと思ひます。

○植田委員長

ありがとうございます。よろしいですか。はい、どうぞ。

○山地委員

開始予定日より実際には後ろへずれてゐたということなんですよ、どうも。それは、やっぱり別の問題で、いつの時点の価格を適用するかというときに、余り開始予定日が後ろへずれると



というのは、決して望ましいことではないわけですよ。そこに、何か歯どめをつける、ある種のペナルティーをつけるとか、いろいろなやり方があると思うので、そこを工夫する必要があるかと思えます。

#### ○新原部長

恐らく、そこは整理しておいたほうがいいと思うんですが、我々の考え方は、さっき申し上げましたが、開始予定日が関係がないとは言わないんですが、要するに、法律は必要なコストを賄うと書いてあるわけですね。だから、我々にとって困ることというのはどういう状態かという、枠だけとっておいて、非常に下がったコストで調達されるという場合が困るわけですね。

ですので、逆に言うと、いつの時点でその契約が結ばれているかということが大きいと思っています。その結果として、例えば調達は、契約は結んだんだけど、例えばの話、雪で工事が遅れているとか、そういうものにペナルティーをかけると調達コストが賄えなくなる、ということとは考えておかないといけないと思います。

ですので、我々はどちらかという、この審議の対象かどうかは別にして、すごく注意したのは、枠だけ取って下がってから調達するのはやめてほしい、だけど調達コストはちゃんと賄えるようにしようという考え方でやったつもりなのですが、それが、物すごく異常なぐらい遅れてくるという実態が、今のところ我々は把握していませんが、そういうことが起きてくれば、山地委員のご議論というのがあてはまるのかもしれませんが。今の段階では、そういうふうには思っていないということです。

#### ○山地委員

今回、そのコストに関するデータの提出を義務づけているわけですよ。だから、調達するときも、いろんな条件、コンティンジェンシーの条件をつけたり、いろいろやるから、実績と調達時の予定コストとが乖離するということは十分あり得る。これは、2つあって、トレンドで下がっているというのと、今回、インフレーターゲットとかがある、物価上昇のこともある、どっちに転ぶかわからないですけども、いずれにしても、しかし今、皆さんがおっしゃったのは、ある意味推測なので、それを裏づけるデータを取るという努力はやはり要るのではないのでしょうか。

#### ○新原部長

それはおっしゃるとおりで、そのデータはとる必要があると思っています。それから、今のご指摘のところについて言うと、我々もそこは危惧しましたので、一回、実は、この基礎データは提示してもらってしまっていて、そのままのデータではここに上がっているものはありません。例えばの話、表向きはディスカウントがされていないんだけど、ペイバックがされているとか、実態上、何かレポートが提供されているとかいうことはあり得るわけですね。

そこについては、もう一回、我々のほうから、文章を全事業者に打ちまして、もし万一、事後に、実態上の価格が報告されたものと乖離していた場合には、これは虚偽と考えて、以後、調達価格の調達は認めなくするということがあり得ますよというかなり厳しい文章をもう一回打ちました。別に、それで、すみません、うそをついていましたといった事業者があったわけではありませんが、いや、間違っていました、計算上、出し直しがあつたのは事実でございます。そういう意味で、そこは十分に注意していかなければと思つていまして、データはきちっと取つていかななくてはいけないと思つています。

○植田委員長

ありがとうございました。大事な議論だつたと思つますが、山地委員、よろしいですか。  
では、和田委員、お願いします。

○和田委員

2ページ、私が、前回、主張した区分を設けるということが、ここでは、賦課金の負担を過剰にする恐れが高いというふうな形で述べられているんですけども、この算定委員会の配慮すべきことが、重要なこととして2点あつて、今、言つた賦課金の負担を過剰にする恐れ、過剰にしないということ、過剰にならないように配慮する。もう一つは、特定供給者の利潤に、特に配慮する、とりわけこの3年間は配慮するということが、我々のこの算定委員会の算定する際の2つの非常に重要な配慮点なんですよね。

そのことをそれぞれのケースについて満たすような価格設定が望ましい。しかも、昨年度の場合は、我々としても、この太陽光発電の場合でしたら、特に大型のものについてのシステム価格なんかはあまり正確にはわかつていなかった。だから大まかに、そういう意味で、プレゼンテーションを聞いた上で、決めてきたというふうなことだと私は理解しているんですね。

今回は、それに対して、ある程度データも出てきたわけです。実際に、現実に、こういうデータが出てきた。しかも、そのデータによると、メガソーラーなんかに比べると、こういう小規模なものについては、まだシステム価格はかなり高いということがわかつたわけですね。これは事実としてわかつたわけです。我々研究者の場合は、事実に基づかない結論を出すというのは、これは論文としても不合格になりますので、そういうことはあまりしたくないんですけども、そういう点からして、やっぱりさっき言つた2つの配慮点をきちっと満足するような価格設定する必要がある。

そうなつてくると、大規模なものについては、下落した価格で、それはそれでいいと思うんですけども、そうでない小規模なものに関しては、やはりその一定の利潤に、特に配慮するというこの配慮を重視するということは、全体を満足させる、この2つの配慮を全体に満足させる

上で、非常に重要ではないかということで、前回、提案したんですね。

ここでは、10kW未満のものが、無理に何とか10kWを超えようとして、件数が大きくなっているというふうな書かれ方がしているんですけど、私の理解では、私が少なくとも知っているいろんな事例では、住宅用以外のこういう10kW付近のものは、地域が中心になったり、あるいは屋根貸し制度なんかであったり、市民が取り組んだり、あるいは中小企業が自分たちの自前の工場の屋根につけたり、そういうのがかなり多くて、必ずしも無理に10kW以上に移ったというような理解は、私はしていないんです。

確かに、賦課金の負担を過剰にしないようにしなければいけないと思います。あまりに高い価格に設定して、そのことによって、バブルのように物すごく普及が進んでしまう、そのことで失敗した例というのが、結構ほかの国ではあるわけですね。それは、やっぱり十分配慮する必要があるということは、私自身も十分考慮すべきだと思っています。

それと関連して、5ページをあけていただきますと、これがメガソーラーの28というのを基準にしてということになったわけですけども、それと並んで、全体平均が30になるのが、新年度の末ぐらいになるからという、そういうことになっているんですけども、さっき住宅用の場合については、新年度の4月～6月ぐらいの基準になっていますよね。やはりその辺が望ましいと思うんですね。

その点で、統計をとるときに、資料を見て思ったんですが、この平均値は単純平均ですよ。つまり、ケースごとのシステム価格をケースの数で割った値ですよ、そうですね。これは、加重平均的に、もう一つきちっと見ておくべきではないかと思うんですよ。つまり、メガソーラーだったら、1,000kWだったら、1,000kWをそのシステム価格に掛ける、10kWの場合は10をシステム価格に掛ける、そしてキロを総出力で割る、それがkW当たりの全体の平均になりますよね。

これは、いわゆる賦課金を考えるときにも、それが基準になると思うんですよ、賦課金はそれで見ることになりますから。恐らく、そうすると、加重平均したようなものを描いたとすると、この5ページの緑のラインと青のラインの中間ぐらいのところに来ると思います、当然、かなり大規模なやつは、非常に影響力は大きいですから。

件数は、この前、出していただいた資料によりますと、小さなものについては、物すごく数が多くて、たしか2,500件ぐらいですか、それぐらいあって、それに対してメガソーラーの場合は、数は非常に少ないんですけども、それに、今、言ったそのケースごとの出力を乗じれば、大体、メガソーラーとこの10kWから50kWまでの範囲の総出力は、ほぼ同じぐらいになるような感じだと思いますよ。ひょっとするとメガソーラーのほうが大きくなるかもしれません。

そうすると、今、言ったように、真ん中ぐらいに来るんですよ。その加重平均でいくと、大体

25年の半ばぐらいに、このぐらいの水準に近いところに来ると思うんです。それはそれで、一応、価格設定の時期を考える上では、一つの目安にはなると思います。

その上で、私が言いたいことは、それがkW当たりの平均なんだけれども、やはりさっき言ったように、どのケースについても、特定供給者の利潤に特に配慮するというこの配慮をきちっと入れるとしたら、大きなものと小さなもので若干の差をつける、この平均よりも。平均を基準にして、例えば、平均を基準にして幾らになるかわかりませんが、低いほうは、1円、2円上げて、高いほうは、1円、2円下げてやっても、さっき言ったように出力はそれほどこの両者で変わらなければ、いわゆる負担は変わらないわけですよ、賦課金の負担は。これはおわかりいただけますね。

ですから、2つの重要な配慮点をきちっと入れた満足できる価格設定、私は、この算定委員会の責任というのはそういう算定をすることだと思っていますので、どういう部分が得するとか損するとかではなくて、やはり客観的に、算定委員会の責任を満足できるような価格設定をすべきではないかと思っています。

あと、まだもう少しあるんですけど、一応、これで、今の太陽光のほうはそれでいいです。

○植田委員長

一度切ったほうがいいですか。わかりました。では、今のご指摘について。

○新原部長

私が答えるべきことかどうかよくわかりません。皆さんで議論していただいたほうがいいかもしれませんが、今の議論は、自分としては、多分、大きく分けて3つの問題点があると思っています。

どんな分野でもそうですが、小さいもののほうが、コストが高いです。ですから、分けていくということは、ほかの分野でも同じことがどんどん起きます。その分のコストはどんどん賄われていくことになる。それは、もともとこの法律は、そういうことまでは想定していない。それは、本当にコスト構造が、何か不連続に変わっているようなところがあれば別だけど、例えば洋上風力と普通の風力とか、ただどこまで細分化することは考えていない、なぜならば、そうすればするだけ、競争が働かなくなるし、イノベーションは起きなくなるわけですね。

それは、細分化するということは、この法律が言っている利益を確保しろとか、それから必要な経費を賄えるようにしろというのは、そのカテゴリーの中で事業として賄えるようにしろということであって、個々の事業者が全て賄えるようにしてくださいということではない。ということは、要するにそれを究極まで押していくと、高いコストでやった人は、全部その金額をファイナンスしてください、こういう議論になるわけですね。法律は、そういう想定では少なくともな

いということは、まず第1点としてあると思うんです。

2点目は、さっき2ページ目のことで、これは、まさに、山地さんであれ、あるいは山内先生であれ、植田委員長自身がそうなんですけど、統計は、専門家の方がいらっしゃいますので、解釈していただければいいんですが、私が少なくともトレーニングを受けている範囲で言うと、この2ページの分布は、こういう異常な分布は、普通はしない。もしコスト構造だけで動いているとすれば、10のところでは山ができたりはしないわけですね、左側のところに山があるわけで。普通は、もっとなだらかな分布になるはずで、ここは、この10のところには何か働いているというふうに考えるのが、通常の方だと私は思います。それは委員の皆さんで議論していただければいい、これは判断の問題ですから、私の申し上げるべき問題ではないと思います。

仮にそうだとすると、ここのところについて、つまり和田委員が言われたことで言うと、和田委員は、我々が設計したことに伴って、インセンティブは何も働いていない、単純に事実関係としてこの分布が出てきたということを前提とされているんですが、その前提が、もし、我々の価格設定なり、これは法律が10のところでは切っているから、しようがないと言えば、しようがないんですが、法律なり価格制度自体がこういう分布を招いているとすれば、それは、和田委員の言われていることは成り立たなくなると思うんですね。そこは、委員の間でご議論いただいたほうがいいと思います、事務局の問題ではないというふうに思います。

それから3点目、これは、お考えいただいたほうがいいと思うのは、去年の報告書を思い出していただくと、なぜそのようにしたかというのをできるだけきちんと説明しようというふうにしたわけですね。ですから、これは、私が書いたわけでもなく、皆さんのほうで、この平成24年度調達価格として、ここを基礎にするという考え方については、一応、説として書いたわけです。それは、変えていけないということでは全然ありません。しかし、いろんな考え方があるのも事実で、半年ごとにその考え方をぼこぼこ変えていくと、今度は、事業者は、一体どこの価格が出てくるのか、わからなくなるということがあるんですね。これは、私なんかは、事業者と接していて、やはり困ることの一つに、予測可能性というのがあるわけで、上げる場合でも下げる場合でも、ある程度考え方を安定的に固定させていくということは、私は、行政としては非常に重要だというふうに思っています。しかしこれも、委員の皆さんにご議論いただく点だと思います。

○植田委員長

ありがとうございました。和田委員、いかがでしょうか。

○和田委員

分布は、一般的には、それはそうなんですけれども、大体こういうのは、やりやすさが、一番、

やりやすいのが多くなる。例えば、地域で、市民の共同で何かをやろうというときに、一番やりやすいのは10kWぐらいですよ。余り大きくなると、お金を集めるのが大変ですから、むしろそういうインセンティブが働いていると、私は見えていますけど、普通の分布とは、それは全然違うでしょう。やりやすさというものがすごく入ってくるんじゃないでしょうか。

○植田委員長

和田委員、ほかにもご指摘いただくことがあったように思いますが。

○和田委員

ほかは、住宅用の場合ですけれども、住宅用は、前回、私が質問して、算出方法の問題がありましたよね。IRRを算定するときの算出方法が。その中に、この制度では10年間の買い取りなんだけれども、11年目から20年目までは、いわゆる自家消費分、そのまま100%自家消費にあてることで、言ってみれば収入が、売電収入に相当するようなものが入るということを前提にして計算したわけですね。それは、これまでのやり方がそうであったし、協会からそういうふうなこともあったということで説明があった。

それはそれなりに、私はわかるんですけれども、しかし制度として見たときに、私たちが決めたのは、あくまでも10年しか保証していないわけです。ですから、少なくともその10年間で、そんなに大きな利潤は必要がないと思いますけれども、少なくとも10年間で損させるような設定をしては、これはやっぱりまずいと思っています。だから、11年目以降はプラスアルファとして見る、少なくとも10年目で、最低で必要経費を賄える程度、とんとんというふうな考え方を置くべきではないかと思っています。

この住宅用についても、よくわからないんですけれども、住宅用の場合はそれほど差がないかもしれないんですけれども、さっき言ったような加重平均にしたら違ってきますかね。

あと、太陽光以外のものについての価格を今年度は据え置くということについては、私も、それで当面はそうせざるを得ないかなというふうに思っているんですけれども、ただ考えておかなければいけないことは、余り件数が出ないということは、取り組みがしにくかったりする、つまり価格設定が低過ぎるということもあり得るということを一応、我々は念頭に置いておくべきではないかと思います。

ほかのいろいろ発電に至るまでのプロセスに時間がかかるというのはある程度わかるんですけど、それはわかるんですけれども、それ以外の原因が潜んでいることもあり得る。だから、ドイツなんかはそうですけど、太陽光、風力以外のものについては、むしろ初期に設定したよりも高い価格に設定しているようなケースが結構ありますよね、地熱だとか小水力だとか、そういうものでは。

だから、当然これはエネルギー計画とかかわってくるんですけども、エネルギー計画で再生可能エネルギーを非常に早く普及するという事になれば、その価格については、できるだけ、今、言ったようなことを勘案して、変更も含めて検討していく、これは来年度以降でいいとは思いますが、そこはそういうふうに見ておくべきではないかということです。

大体それで結構です。

○植田委員長

ありがとうございました。辰巳委員、何かありますか。

○辰巳委員

今のお話は、もうちょっと後で、もう一回きちんと議論するという事で、それ以外のことで先に話をしているのですか。話を交えてしまって、すみません。

まず、補助を受けているというか、減免処置を受けているという事業者の方たちのことを中途半端に知っていて、私たちの賦課金にその方たちの分が乗っかっているのかというふうに思っている消費者がいますもので、それがそうじゃないということをわかるように、ここでご説明いただけたし、あとは、文字が小さくて読みにくいですが、事業者のデータ、ありがとうございました。

それから、4ページ、5ページのあたりの最後の文章で、高過ぎると言えないのではないかと書いてある。この高過ぎるといふのは、どっちのほうから見てかなと一瞬思ってしまう、安過ぎるといふ言い方もあるような気がします。これは、買取価格を高く設定しているというイメージから、そういう話になるのですか、そのあたりが。

○植田委員長

では、そこだけお願いします。

○新原部長

これは、前回、山地委員からご指摘いただいたところなんですね。山地委員の議論は、つまり、今、我々がアクセスできる最新の情報としては、その24年10月から12月のデータしかない。ところが、来年度の価格が適用されるのは4月以降。そうすると、全体のトレンドとしては下がっている、それを考えなきゃいけないのではないかと。つまり、今、この24年の10月から12月の42.7、例えば10kW未満であればですけど、このデータをもとに算出していいのかという問題提起があったわけです。

それに対して、事務局のほうで整理したのは、前回それで計算しているということがあるので、余り計算根拠はいろいろ動かさないほうがいいと思います。ただし、もちろん山地先生が言われたように、それが不適切であってはいけないということであると思うんですね。それで、では

この42.7という値が、住宅用太陽光からして非常に不適切な値かどうかというのを議論したわけです。黄緑の線は、既設と新築で平均したものなのですが、平均というのはミクロ的に全部平均していったものなんですけれども、それで見ると、この平均値で同じぐらいのところにぶち当たるのは、25年の4－6月なので、逆に言うとその42.7というのが高過ぎはしないのではないか、こういう議論ですという整理です。ですから、むしろ山地委員の質問に対しての答えなのです、これは。

○植田委員長

辰巳委員、ほかにはいかがですか。

○辰巳委員

先ほどの和田委員からのお話をやはりきちんとここで話し合っていたきたいというのがあります。

○植田委員長

わかりました。ほか、いかがですか。

今の点がございまして、先ほど和田委員から提起された問題、これは、統計データの集め方、とり方の問題も含めまして、あるいは2ページの実際のデータが出ているわけですが、これの解釈の仕方の問題も含めまして、いろいろ出された点がございまして、あるいは価格設定のときの考え方とも関係するということなんです、ここはご議論いただいていたほうがいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○辰巳委員

もうちょっといいですか。

○植田委員長

どうぞ。

○辰巳委員

それで、3ページの絵を見たときに、39円とか40円、39円のあたりにピークが出ているのですが、お尻のところに、何か80円を超して、山が一つありますが、これはデータですよ、ちゃんとした。

○添田課長補佐

解説させていただくと、ここから、さらに以上ということで、ならしてずっと見ていくと、低いのがちょこちょこ出てくるんです。

○辰巳委員

それを全部寄せ集めた。



○添田課長補佐

そうです。

○辰巳委員

わかりました。それで、ここにピークが立つわけではないということではあるけれども、すごく高い人がこのぐらいの数いらっしゃる、50件ぐらいはあるということですよ。本当にちゃんと適切な価格で設定しているかどうかを自分たちで検討してくださっているというのは、どこで確認しているんですか。要するに、それぞれ申請してこられる金額が適切かどうかというのは、どこで見ることができたんでしょうか。それが知りたいなと思ったんですけども、言いなりかどうかという意味です。

○新原部長

いや、言いなりということではないんですが、それは、恐らくそういう水準に、法律は価格を設定してくださいと要求しているわけですね。だから、役所が、それが効率的かどうかを判断してくださいと言っているわけではないんですね。だから、価格によって、ある程度そういうものを残していけということなんですね。

○山内委員

当初、法律が、国会でかなりいろいろ内容が変更になって、これは立法府の意思ですから、それは当然なんですけれども、そもそもの変更前の法案をまとめるときにお手伝いさせていただいたんですけども、今のお話は、だからあのときは、太陽光以外は全て同じ価格で買ひましょう、こういうふうにした。その理屈は、要するに、何度も言いましたけれども、レファレンスをそこに置いておけば、効率的にならざるを得ないわけですよ。それで、採算がとれなきゃいけないし、利潤を上げようと思えば、コストは下げなきゃいけないので、そういうプライスメカニズムみたいなのを働かせようという発想がありました。だから、さっきの新原部長のお話と絡むんですけども、細かくどんどん分けていくと、そういうインセンティブがだんだんなくなっていくという、そういう構造にはなっているということは理解いただけるかと思いますね。

○植田委員長

今の点、重要な点だと思いますが、ほかにいかがですか。ご議論していただいたほうがいいのか、山地委員、何か。

○山地委員

いえ、今のでいいです。

○植田委員長

和田委員は、どうでしょうか、今のような一つの考え方は、結局、細かく分けるというのは、

一種、現状追認型といいますか、そういう側面を一面では持つところがある。逆に言うと、現状追認で認めると、そこも事業をやれるというふうになるということなんですが、山地委員のおっしゃるような意味合いは、一種の参照価格というか、参照費用みたいな意味を持つので、そこに向けての動きみたいなのが出てくるメカニズムはなくなってしまうんじゃないかというようなご指摘なんですけれども、どうでしょうか。

#### ○和田委員

そういうこともあり得るかもしれませんが、実際にこれは、現実には、我々自身が区分設定したわけですよ、10kWから50kW、50kWから500kW、500から1,000、1,000以上と。ドイツなんかの場合ですと、30、100、1,000を境にして4区分していますね。やはり大型のもの比べたら、小さいやつは1.5倍ぐらい違いますよね。それは、当然、大規模はスケール効果で安くなるのは当たり前の話で、そこをきちっとやっておかないと、ドイツが、この間、3年間、毎年7ギガ入った。そのことによって、電気料金もかなり上がったということが少し問題になっていますよね。国民の側は、世論調査では、あまりそのことについて批判的な意見はないんですけども、いずれにしても電気料金はかなり上がったわけですね。それは、太陽光発電に、予想以上に利益があったから。その原因は、中国の太陽電池が参入したりして、システムコストが予測以上に下がったということで、そのシステムコストと調達価格との間が非常に開いてしまった、これが主因ですよ。そのことが起こったものですから、やはりドイツ政府は、必死になってそれを調整しようとして、前年度の導入量に応じて価格を変えていくということまでやっているわけですよ。今、月ごとにまで、そういうことをやり始めていますよね。

つまり、そこをきちっとやっておかないと、逆に後で問題になりはしないか。電気料金が上がって、それに対して、しかももう一つ、前回は申し上げたんですけど、大規模なものは圧倒的に企業ベースのものが多くて、小規模なものは、そうじゃなくて、地域レベルのいろんな取り組みが多いです。この買取制度、FITの調達価格賦課金は、全部、国民が負担しているわけです。国民が負担していて、大きなほうはかなり利益を得て、小さなそういう地域レベルで取り組むやつは、むしろ利益が出ないというふうな構造にしまうと、この制度に対する反発の世論というのが逆に出てくるということで、私は、この制度そのものに対するそういう批判が出ることを非常に恐れています。

#### ○新原部長

まさに、その点が一番重要だと思っているんですけど、つまり、先生の言われたこと、すみません、失礼ながら多少矛盾しているんじゃないかと思っているんですが、要するに、まさに、このところ、ここの下でカテゴリを高く設けることは、件数が圧倒的に出てきますから、賦課金

のチャージ額は明らかに高くなります。

○和田委員

いや、そんなことはないですよ。さっき言いましたでしょう、加重平均したら同じなんですよ。

○新原部長

いや、そんなことはないですよ。それは……

○和田委員

いや、計算してみたらわかると思いますけど、メガソーラーの件数は、件数としては少ないけれども、それに出力を掛けたら、総量では小さいほうと大体同じぐらいになると思いますよ。むしろ大きいほうが多いかもしれません。ですから、賦課金は、それによって決まりますから、総出力で決まるわけですよ。総出力に価格を……

○新原部長

ポイントは、そのメガソーラーの単価のコストと、大きなものと、この10kW当たりのコストと、単価のコストと、どちらが高いかということですよ。それです。

○和田委員

そうです。だから、もちろん小さいほうが、今のデータからしたら若干高く設定するということになるわけですが、その分、大きいほうのやつをその同じ割合で下げたらいけないですか。

○新原部長

だって、下げるといっても、去年のやつは、1,000kW、つまり大きなところをもう一回確認しておく、ご判断はあるんですけど、あまりごまかしでやらないほうがいいと思うんですけど、要するに去年は、先ほどお話をしたように、メガのところは、大きなところ、つまりベースを1,000kW以上の設備だけでとっているんですね、そうですよね。

○和田委員

そうですね。

○新原部長

だから、それは、大きなところをベースにとっているわけですよ。それが半年前の算定根拠ですよ。

○和田委員

そうですね。それはわかっていますよ、当然。

○新原部長

だから、先生の議論というのは、小さいところからの全部の平均でとっていたら、それは成り

立つ議論かもしれません。ただ、少なくとも半年前にとったのは1,000kW以上のところを想定してとっている。それは、2つの議論が混在しているんですけど、そこはご議論いただいたほうがいいんですが、この法律は、少なくとも再生可能エネルギーの発電量を得ようとしているものであって、まちづくりの法律でも何でもありません。いかに再生可能エネルギーの量をコストエフェクティブに入れるかというのが法目的になっている、そこはもう法律に書いてあることで、議論の余地はない。そうすると、同じその再生可能エネルギーの量を得るために、いかにしたら最もコストエフェクティブに入るかという議論だと思っただけです。

○和田委員

そのとおりなんだけれども、コストエフェクティブにやるために、普及がスムーズに進むということが物すごく重要なんです。世論がそれを支持するようなやり方をしないと、今、言ったような批判が出たりして、反対、例えば、風力発電なんか、今まで日本では特異的にありましたよね。これは、国土面積当たりで言ったら、デンマークやドイツは日本の10倍ぐらい入っているのに、そういうふうな地域レベルの反対運動は非常に少ないんです。なぜ反対運動が少ないかという、地域住民が、中心になって、デンマークなんかは、電力の30%を供給している風力発電の80%が地域住民の所有ですよ。企業は、それをサポートする立場で、いろんなことはやりますよ。私が調査しているドイツのシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州なんかは、電力の50%近くを供給している、風力発電で、この9割が地域住民の所有ですよ。そういうやり方をすると、マイ風車だから、反対運動は起きないんです。

○新原部長

先生、価格の議論という2つの議論で何か……

○和田委員

価格と、そういうやり方で普及がスムーズに進むということと非常に絡んでいるんですよ。価格だけで動くんじゃないんですよ。価格だけだったら全く……

○新原部長

ごめんなさい、価格の議論をされていたんじゃないかなかったですか。

○和田委員

いやいや、もちろんそうですよ。もちろんそうですけれども、普及がスムーズに進むということと前提にして、我々はこれをやっていかなければいけない。そのときに、価格が、そういう地域レベルの取り組みができにくいような価格に設定するということは、その普及を抑制することになっちゃうでしょう。それを言っているんですよ。

○新原部長

それは賦課金を下げるといふ議論じゃなかったでしたか。地域でやるために、つまり負担を上げるといふご議論なんですか、どっちなんですかね。

○和田委員

違う、さっきから言っているじゃないですか。平均では、さっきのような議論でいいです、加重平均で出してみたら、大体、新年度の中間あたりでの価格で設定したらいいと思いますよ。その上で、現実にデータとして、システム価格が高くなっている小さいものについては高目に設定し、大きいものについては、その分ぐらい低目に設定する。そうすると、いわゆる賦課金の負担はほとんど変わらない。

○新原部長

いや、さっきから申し上げているように、これは、メガソーラーのところは、去年の半年前のやつは1,000kW以上で計算しているので、どういうふうにいじっても、小さいところの価格を上げれば、賦課金の水準は上がりますね。つまり、それは、買取価格は上がることにしかならないですよ、半年前との対比で言えば。半年前が1,000kW以上だけを想定していなければ別ですよ。

○和田委員

ただ、半年前はこういうデータ、何もなかったじゃないですか、規模別の。

○添田課長補佐

ただ、実際に導入量としましては、やはりこの10kWから50kWのところというのは、相当な件数が入ってきているのは事実でして、これはF I Tの効果なんだと思うんですよ。今の42円というのは、結局、1,000kW以上のものを想定した価格がつくっているわけですけども、10kWから50kWのところも、その想定価格でも、かなりの量が入ってきている。したがって、その想定でつくった価格でも、十分なインセンティブにはなっているということなんだと思うんですね。その中で、今の価格の前提が1,000kW以上のところなんですけれども、設備費のところだけ、やはりその1,000kW以上のものでつくった前提から、突然小さいものも入れた価格でつくると、それは、やや過剰な価格設定になっちゃうんじゃないかなというところはあるかなと今の議論を聞いて思うんですね。

恐らく、システム価格のところが高くなっていても、これだけ十分入っているということは、ほかの設備のところ例えば安くなっているとかいうことが影響して、システム価格のところは多少高いんですけども、それでも十分やっつけていけるということが立証されて、やはりこれだけ導入されているんじゃないかなというところは思うので、そこは、実際は、これから運転費なんかのデータは、実際、運転してみて、1年たった後に集まってくるものですから、その辺を見てみると、もう少しわかってくるのかなと思いますけれども、したがってシステム価格のところだけ

で議論するというのは、やや今の価格の前提をつくったときの議論からすると、アンバランスというか、バランスが悪いんじゃないかなという感じはします。実態は、やはりかなり入ってきているのは事実ですので、和田先生がおっしゃったように、非常に苦労しているというよりは、我々が思っていた以上に、10から50のところに入ってきているということは、価格の設定自身は1,000kW以上なただけけれども、十分小さいところでも成り立ち得る価格設定になっているんじゃないかなとは思っています。

○和田委員

現実には、私も、取り組んでいますけれども、苦労しています。国内産のやつよりも、国内産ではとてもこれは利益が出ないから、やむを得ず、Qセルズのやつにするとか……

○添田課長補佐

もちろん、個別個別に、そういう事例があるのはわかるんですけども、データを見ると相当かなり入っているのは事実なんです。

○和田委員

それはわかるんです。それは、やっぱり今まで、前回も言いましたように、市民が、地球温暖化防止のためにこういうものを増やしたいとか、以前から、RPS法の時代から、損しながらつけてきているんですよ。本当、いっぱい私、知っていますけれども、みんな寄附金を出してつけているんですよ。お金を払ってつけているんですよ。そういう市民が、今までに比べたら、かなりよくなったんですよ。半分とんとんぐらいでいける、それだったらもっとやろうよということで、取り組みがどんどん進み始めていますよ。それは、私はわかりますよ。

前回の参考資料2の12ページを見たら、10から50kW未満の分が、2012年の10月以降の分まで、全部合わせたら3,600件ぐらいありますよね。件数は物すごく多いですよ。ところが、これは10kW近くが大部分でしょう。3,600件に10を掛けてみたら3万6,000、それに対して、この1,000kWメガソーラーが35件あるんですよ。35件に1,000kWを掛けたら、同じ3万5,000、同じなんです。多分、メガソーラーのほうは、1,000kWよりも大きなやつのほうが結構多い。多分、トータルの出力で言ったら、こっちのほうが多いと思いますよ。それが、事実として、今、出ているんですよ。

その上で、私たちが、さっき言った配慮すべき項目を2つ前提にして算定すべきだと思っているんです。だから、物すごくたくさん入っているのは、今おっしゃったような利益が出るから入っていると思うと、これも、やっぱり思い違い、だから私、さっきの価格の問題だけではなくて、普及の取り組みの主体がどういう主体かによって変わってくるということを申し上げているわけです。

今までみんなは損しながらいっぱいつくってきていますよ。それに比べたら、この買い取り制度は画期的なことなんです。住宅用の太陽光発電でもそうでしょう。みんな、損しながらつけてきたんですよ、お金のうえでは。それに比べたら、この買い取り制度ができたということは、それ以前に比べたらずっとよくなったんですよ。だから、そこを価格と同時に見ておかないといけない。それが、そういう人たちが、そういう国民が、日本の太陽光発電なんかを支えてきたわけでしょう。そこをあまりないがしろにははいかんと思うんですよ。

#### ○植田委員長

ここは、価格の設定の問題と和田委員がおっしゃるような地域で普及するという問題、これは、深い関連も持っていますけれども、同時に区別すべき点もある。だから、地域での普及というのを全て価格で、こういうふうにはやっぱりならない面もあるかとは思っていますね。

ですので、もうちょっとご議論いただきたいわけですが、この2ページのところのこういう分布のところをどういうふうに見るかとか、同じ議論の繰り返しかもしれないけれども、それから制度を変えるか変えないかというのは、またとても重要な問題になりますので、先ほどのご説明の一つとしては、確かにこの制度の一番の特徴というか大事な点は、事業者の計算可能性というか、それを与えることによって、動きをつくっているということなので、その制度の改変というのは、やはり一面では、計算可能性という点を変えることにもつながる面も持っているのも、もちろんその実情に合わせる必要が一面ではありますけれども、あと制度の大きな目的というの、その産業を育成することとか、大きな目的も、幾つか掲げて、第1条のところに入っています。それを要するに総合的に勘案して、この価格設定をどういうふうにしていくべきかという議論なので、これはすごく大事なところに入っていると思いますので、もしできたら、皆さん、ご意見があったらいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

ありますか、どうぞ、お願いします。

#### ○山内委員

和田先生のおっしゃること、すごくよくわかるんですけど、今の法があって、法の目的があって、それで議論している。我々は、実は、スタートのときに、ある意味では経済計算だけすればいいという、そういう意味で、ここで規定されている参考資料1にはそう書いてある。だから、これでやればいいんですけど、ただその後ろにどう動くかというのは、どうしても考えざるを得ないところがあるとは思いますが、ただ基本的に、今、委員長がおっしゃったように、本来的な法目的みたいなものは、それは当然であるし、それからこれまで議論してきたことということも、とても重要だったというふうに思うんですよ。

それで、先ほどの議論、申しあげましたように、そもそもこの法律をつくるときの効率性とい

うのは何かというところは、そういう形で担保してきたというようなこともあります。それで、きょう午前中に、電気料金の議論を辰巳委員と一緒にしていたんですけど、余計なことを言っちゃうと、電気料金で、今、総括原価主義に基づいて料金を決めるわけですけども、非常に評判は悪いんですよ。評判は悪い、なぜかという、あれは、要するにかかったコストをそのまま積み上げて、それに利潤を乗っけるだけじゃないか、こういうことなんです。

実は、このFITの買い取りの条文も、それだけ読むと同じなんですよね。総括原価という言葉を使っていないですけども、価格を積み上げて、電気事業法でもある能率的な経営のもとにおけると書いてあるから、同じことなんですけど、あれは何で評判が悪いかという、一社一社やって、それでコストがかかって、それで公正報酬は乗っけました、こういうふうに行っているから評判が悪いんですけど、買取制度がそんなに評判が悪くないのは、さっきのことと繰り返すんですけども、平均のところを出して、それでみんな努力してくださいねという、そういうメカニズムが働いているところなんですよね。そこはとても重要で、それをどういうふうにかかすかということだと思っんです。

それと、先ほど事務局のほうからご説明があったように、前回こういう形で区分をつけて、そしてその価格を決めました。先ほどのご指摘は、要するに1,000kW以上で費用をとっている、ある意味では厳しめの価格設定になっているはずだ、こういうことで、そのもとで出てきたというのは、やはりそれなりの企業努力という、あるいはいろんなところの工夫があって、出てきたということですね。やはりそれは重要だと思っているんです、私なんかは。

そういう形で、新しいものを生み出すとか、そういう努力が、今回のこのFITのプライシングのケースでは出てきているのかなというふうに思った目で、今、委員長のご下問の2ページのところを見ると、そういうことが起きてきたこと自体がプラスである。和田先生がおっしゃるように、これでも大変なんだ、よくわかるんですけども、大変でもこれだけ出てきているところが重要かなというふうに思っています。

○植田委員長

はい、どうぞ。

○山地委員

今の議論は、私、非常にしにくいと思っているんです。新エネルギー一部会とか、この固定価格買取制度等のプロジェクトチームとかにかかわってきた者としては、その法案、閣議決定のときと、それから実際に国会審議上決まった制度は随分違っています。ですけど、それはさておき、この本委員会は、国会で正式に決まった法律に基づいて設置されているものですから、今の制度の中で機能するという理解を私はしています。



その中で申し上げると、やはり一番の基本になっているのは、効率的な供給を行った場合に通常要する費用に、利潤を加味してということなんですね。これが、山内先生が言った総括原価主義と似ているという話なんですけど、しかしやはりこの効率的な供給という文言を重視したい気持ちは、私は、審議会にかかわってきたという連続性からするとありまして、そうするとあまり細かく区分を分けられないほうが、効率的な供給に資するわけです。

そういう点では、現在の10kW未満と以上を分けたのは、どちらかというと家庭用と事業用という区分、ただ法律を厳密に読むと、出力範囲と書いてあるんで、この議論をしたら、和田先生の話も成り立ち得るとは、法的には思うんですけど、ただ精神を酌んで、効率的な供給を行った場合という点で考えて区分したときに、家庭用と事業用と分けた。そうすると、事業用の範囲において効率的な供給するという価格設定でよろしいんじゃないかと思って、私は現行の区分でよろしいと思っている。

もう一つは、新原部長がおっしゃったけど、やはり制度の安定性とか予見性も、非常に重要で、本制度は始まったばかりですよ。ですから、この区分を今の段階で動かすというのは、やはりあまりにも時期尚早じゃないか。

もう一つは、先ほど話があったけど、10kW超50kW未満の範囲でも、やはり導入量はだいぶ増えているんじゃないかという認識を私は持っていて、効果も出ているんじゃないか、そういうふうに考えています。

○植田委員長

辰巳委員、何かございますか、今の点。

○辰巳委員

すみません、とても私も何と返事したらいいのかよくわからなくて、ただ私の自宅にも、メール等で、下げられたら困るというふうなご意見はいくつか来たりしております、実際に、本当に自分たちでやってきたのに、42円で例えば計算のもとにやって、うまく運営できるかというふうに思ったのということをおっしゃりたいんだろうというふうには思っています。

ただ、今回、25年度の4月の価格を決めようとしていますよね。まだもう少しデータが少ないというふうな捉え方、つまり50kWまでの人たちの申し込み件数が結構たくさんあるというふうなところから、もう少しコストも精査してもらって、1年やって、もう一年後の、あるいはもしかして半年かもしれませんけれど、状況を見ながら、絶対に区分をつくらないという話ではないというふうには私は理解しておりますもので、そういうこともあり得るんじゃないかという気もしています。

私は川崎市に住んでいますが、川崎市でも、市民おひさまファンドというのをつくって、寄附

を募り、このF I Tが始まる前から、そういう寄附で、1口5,000円とされたりして私も寄附したことがあるんですけども、そういうふうに来て、運営してきた人たちが、逆に、このF I Tができたがゆえに、その活動が、多分、和田先生の話とは違うかもしれないと思いますが、うまくいかなくなってしまうと聞いています。みんなの思いで寄附を集めて運営して、学校教育に使おうと思ってやってきたのが、お金が出るんだったら、別に寄附も要らないんじゃないかというふうになって、この買取制度に対して結構批判的な言い方をされた方もいるのですよね。

ただ、逆に、みんなでお金を募って、うまく運営していこうという人も、少し収益が出るんだったら、それは、それにこしたことがないからということで、やろうとなさっている方もいらっしゃると思います。いろんな方がいるもので、私自身も、きちんとしたお返事を今できないなと思っていますし、どうにかして再生可能エネルギーが増えてほしいというのはそのとおりだし、それから、そうは言っても、消費者も限度があるから、少々の値上がりはしようがないとしても、そんなに高くなったら困るというこの2本は、やはり変わらないというふうに思っています、すみません、何が言いたいのかよくわかりませんが、難しいな、悩ましいなというふうには思っております。すみません。

#### ○植田委員長

ありがとうございました。いろんなファクターを総合的に勘案する必要がどうしても出てくるので、一番、法の精神の骨格にあるものを大切にしながらやっていかないといけないということと、その2ページのところの解釈の問題がかなり議論になっているところだと思うのですが、これで見ますと、10kWのところは、かなりの件数が来ていることは、間違いはないということなので、先ほど事務局の説明もありましたが、価格の威力といいますか、そういう面はあって、大きなインセンティブが働いたことは事実だと思うのです。それが、ここで価格を変えるということになったときに、どういう影響が出るか、そこは見ておく必要があるということだと思います。そこは、実際の出てきたデータを見ていたらわかるのかどうかというのが、難しいところかなという気はしますが、何かありますか、そこは。

#### ○新原部長

これは、多分、ヒアリングしても、はい、そうですということにはならないし、なかなか難しいですね。ただ、我々が内々聞いている感じで言うと、やはり何らかの制度的なバイアスがかかっているということは、どうもそのような感じですね。ですから、私がさっき申し上げたことは、根拠なく言っているわけではなくて、もちろんフォーマルなヒアリングというのは出てきませんが、実際のところは、そういうことはあると思います。

それから、さっき山地先生のお話を聞いていて思ったんですが、これは、私、いつもこれは、配慮事項にすぎませんということは申し上げているんですけど、現状ごとの違いというのは、3条4項というのがあるにはあるわけですね。これは、どう解釈するか、非常に難しいんですけど、山地先生がいつも言われる1点、つまり定めるに当たって、賦課金が電気の利用者に対して過剰なものであるので配慮しなければならないという規定があるということではあるんですね。これをどう解釈してやっていくかというのは、委員の皆さんの一人一人のご判断なんですけれども、ここは、配慮すべきではあると思います。

○添田課長補佐

これはデータからというわけではないんですけども、例えばメガソーラーなんかで実際に起きていることというのは、2,000kWというところの周辺というのは、1,000kW以上出てきているものとしてはかなり多いんですね。2,000kWを超えると、本当に1万とか、それぐらいの規模になったものが出てくる。

それはなぜかという、2,000kWを超えるか超えないかのところで、高圧接続になるか、特別高圧接続になるかと技術的な違いがあるんですけども、その辺で相当コストが変わるというのは、間違いがない。ですから、みんな、2,000kWをなるべく超えないようにつくろうというインセンティブが働いているというのは、これは割とよく言われていることでありますので、これは、別に買取価格、このところは、買取価格上はシームレスになっているわけですけども、実態上、かかるコストによって、そのところでインセンティブが働いて、やや2,000とそれ以上のところで断絶ができるという現象が、実態として起こっているということは事実ですので、それは、買取価格を設定すると、必ずそこにインセンティブが集中して、例えばどこで切るかという問題がありますけれども、50で切ったら、みんな小分けにして50kW適用を受けようとする、あるいは本当は大きくできるんだけど、もうかるので50kWにしようというインセンティブ出てくるといことは、これは、やはり論理的には、起こり得るとは思います。

○植田委員長

和田委員、何かありますか、今までのところで。

○和田委員

それはわかります。

○新原部長

余り事務局と議論は……

○植田委員長

そうですね、委員の間で議論していったほうが良いと思います。

はい、どうぞ。

○辰巳委員

今までのご説明で、太陽光発電は、北海道なんかは、非常にたくさんあるというお話でしたけれども、北海道で、発電は、たくさんしたとしても、風力も含めて、結局、消費地まで運ばなくてはいけないというふうなことが起こるので、可能ならば消費地の近くで発電していただき、なるべく余り送電ロスもないような範囲で使い切れるというのが、やはりこの再生可能エネルギーのいい点かなというふうに、一つは思っております。

そういう意味からすると、一番大きな東京も神奈川も、それから千葉とか、こういう消費量の多い地域のそばで、できるだけ発電していただければ、それはとてもうれしいというふうに思いますし、そうなってくると、メガソーラーはかなり難しいだろうというふうなこともあって、そうすると可能性があるのは、マンションとか都心にあるビルのような建物の屋上というのは、かなりいい場所にはなりますね。そうなったときに、10kW以下では多分やらないで、10kW以上の形というふうになるでしょうし、先ほど言った再生可能エネルギーをどんどん増やしていきたいというふうに思ったときの方法の一つとして、都心のそばで増やすというふうなことを考えると、やはり割合小規模なところに、やる気が起こる価格設定をするというのは、そういうふうに考えちゃいけないんですか、何かそういうふうなことも、考えとしてはあってもいいのかなという気はします。それをどういう形でつくるかというのは、また別の話かもしれませんが、悩ましい顔はしないでくださいよ。

○新原部長

いやいや、事実だけお話ししておくと、北海道で、今、入っている理由というのはどこにあるかなんですが、土地代なんですよ。だから、土地代が、安いところが入っていくわけですね。だから、本州で、正直言えば誘致されているところあるわけで、そういうところが、逆に、ある程度価格が安定することによって、それでその誘致が進むという側面もあるわけです。

これは、実際に起きつつあることですが、ここで例えば単価を出す、それをまさに、山内先生が言われたように、ある程度これだけの土地代がかかるはずだよねと算定根拠を出す。その算定根拠から、それだけとはれるはずだというところから交渉が始まっちゃうんですね。それは現に起きていることなんです。つまり、我々がやっていることというのは、ある意味でそういう…

…

○辰巳委員

社会を変えちゃう。

○新原部長

そうです、それは十分承知しておかなきゃいけないと思うんですね。だから、細部に行けば行くほど、そこでいろんなインセンティブがかかり得ます。例えば、今のお話でも、じゃ北海道は安くしようか、東京は高く買おうかという議論だってあり得るわけですよ。それは、法律は、そこは認めてないわけですけど、だからやはりこれは、もう参考意見で、別に事務局としての意見ではありませんが、我々のように長年こういう商売をやっていると、安定的に、ある程度、事業者がその中で動ける枠組みをきちっとつくってあげて、あとは事業者がその中でイノベーションしていくという考え方をとらないと、細部に役所が入っていくと、いろんなことが起きる。世界が変わる、まさに辰巳委員が言ったことが起きるということは、頭に入れておいたほうがいい。

○植田委員長

かなりご議論いただいて、ある意味で、論点は出尽くしてきているところもあると思いますし、ある種、判断になるようなところも出てくるかと思います。実は、もう一つ、補助金という非常に重要な問題が、きょうは準備ができていませんので、かなり詳細に集めていただかないといけなかったもので、まだということですので、その議論をもう一つしないと、これは決められないかなというふうにも思います。次回にその補助金の話をと思っております。

それ以外のことで、もし今の議論のプラスでも結構ですが、ご発言があればと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

委員相互の間の考え方の違いや、あるいは価格設定の考え方については、かなり理解は深まったかと思しますので、もう一度、補助金の話を踏まえて考えたい、こういうふう to 今日時点では思います。よろしいですか。

きょうは、大変活発にご議論いただいて、ありがとうございました。次回の委員会の開催日時については、先ほどの補助金の整理のこともありますので、事務局から改めて別途お知らせさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 4. 閉会

○植田委員長

それでは、これもちまして、第10回の調達価格等算定委員会を閉会にいたします。

熱心にどうもありがとうございました。終わります。

— 了 —